

監査委員公表 第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和元年7月25日

| | |
|---------|-------------|
| 鹿屋市監査委員 | 大 藺 純 広 |
| 同 | 池 田 潤 |
| 同 | 今 村 光 春 |

1 監査の対象

農林商工部

産業振興課、農林水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

建設部

都市政策課、道路建設課、建築住宅課

2 監査の期間

平成31年4月11日から令和元年5月23日まで（11日間）

3 監査の対象及び範囲

平成30年度の財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、諸帳簿、関係書類等の抽出による突合を行い、一部現地調査及び関係職員の説明を求めながら、都市監査基準に準拠して実施した。

※ 都市監査基準は、全国の市等の監査委員で構成される全国都市監査委員会が、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員により行う監査等の実施、報告等に関して基本事項を定めたものである。

5 財務監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であると認められたが、一部の課で改善を要する事項が見受けられた。

(1) 収入科目について

市の財産として物品出納簿で管理している地図販売代金の歳入科目を、諸収入で処理している状況が見受けられた。市の財産に係る歳入科目は、財産収入が適切と判断されることから、地方自治法第216条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき適切に処理されたい。

建設部 都市政策課

(2) 補助金について

鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金において、家屋等の改修費用が補助対象経費となっているが、鹿屋市補助金等交付規則第9条で規定する工事の着手及び完成報告が提出されていない状況が見受けられたので、鹿屋市補助金等交付規則に基づき適切に処理されたい。

農林商工部 ふるさとPR課

(3) 時間外勤務手当について

時間外勤務手当の処理事務において、時間外勤務手当の支給誤りが見受けられたので、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正に処理されたい。

農林商工部 畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

(4) 時間外勤務手当の予算執行について

時間外勤務手当の予算執行可能額が不足しているにも関わらず、鹿屋市予算規則第13条第2項の規定に基づく予算の追加配当を受けずに、時間外勤務を行っている状況が見受けられたので、鹿屋市予算規則に基づき適正に処理されたい。

農林商工部 畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

(5) 財産管理について

財産管理において、鹿屋市財産規則第12条で規定する境界標が埋設されていない状況が見受けられたので、鹿屋市財産規則に基づき適切に処理されたい。

農林商工部 ふるさとPR課

6 行政監査の結果

監査の結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

週休日の振替について

週休日の振替による勤務を行っているが、当該勤務日の8週間後までに振替休日を取得していない状況が見受けられたので、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき、適切に処理されたい。

農林商工部 農林水産課、畜産課、商工振興課、ふるさとPR課

7 監査意見

財務監査において、改善を要する事項として挙げたものの他に、調定が適切な時期にされていないものや旅費支給誤り、財産管理において課題等が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導した。なお、財務事務の適正な処理については、これまで周知をされているところであるが、同じような誤りが散見されていることから、チェック体制の強化、徹底を図られたい。

また、これまで述べたことを踏まえ、行財政事務の執行にあたっては、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図り、事務処理の改善及び適切な執行に努められたい。